



鳥取県公報

令和 7 年 7 月 1 日（火）
号外第 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管告示 選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等の一部改正
(25) 2
- ◇ 合同選管 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の一部改正
告 示 (5) 2

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

平成5年鳥取県選挙管理委員会告示第15号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ 略 ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ 略 オ <u>宿泊料（食料2食分を含む。） 一夜につき2万3,000円</u> カ <u>弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円</u> キ <u>茶菓料 1日につき1,000円</u> 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 それぞれ第1号アからエまでに掲げる額 イ <u>宿泊料（食料を除く。） 一夜につき2万円</u> 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>1万5,000円</u> イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>2万円</u>	1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア・イ 略 ウ 略 エ <u>宿泊料（食料2食分を含む。） 一夜につき1万2,000円</u> オ <u>弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円</u> カ <u>茶菓料 1日につき500円</u> 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号ア、<u>イ及びウ</u>に掲げる額 イ <u>宿泊料（食料を除く。） 一夜につき1万円</u> 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額 ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>1万円</u> イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき<u>1万5,000円</u>

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年7月1日から施行する。

令和7年7月1日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

第1号の「カ中」「500円」を「1,000円」に改め、同号中「カ」を「キ」とし、同号の「オ中」「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号中「オ」を「カ」とし、同号の「エ中」「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中「エ」を「オ」とし、「ウ」を「エ」とし、「イ」の次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第3号の「ア中」「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号の「イ中」「1万円」を「2万円」に改める。

第4号の「ア中」「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号の「イ中」「1万5,000円」を「2万円」に改める。